

大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会広報計画

- 大型車両の通行適正化に向けて道路管理者、警察、関係行政や企業・団体に構成する協議会を設立。
- 大型車通行適正化について『社会的認知度の向上』を目指して、連携及び自主的な広報を実施する。
- 広報は、荷主・運送関係等へターゲットを絞り効果的な広報を行う。
- 取締り強化として、昼間の取締りに加えて、夜間の取締りを実施する。

●大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会（第1回、2回）

- ◆第1回開催：平成27年10月 5日（月）13：30～15：30
- ◆第2回開催：平成28年 2月 9日（火）13：30～15：30【山陽部会】
平成28年 2月16日（火）13：30～15：30【山陰部会】

- 委員：商工会議所連合会、中国経済連合会、各県トラック協会、中国管区警察局、各県警本部、中国運輸局、各道路管理者（国、県、政令市、NEXCO西日本、本四高速、広島高速公社）

●会議概要：

- 大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会の設立
- 大型車通行適正化に関する情報提供（特車ゴールド制度、大型車誘導区間の追加指定等）
- 今後の具体的な広報・取締等の取組内容
 - ・共通事項：大型車通行適正化について『社会的認知度の向上』を目指す。
各委員の広報環境を活用した連携広報（広報誌掲載、チラシ添付、HPでの広報）
各委員の広報環境を活用して自主的に大型車通行の適正化に向けた広報を実施
 - ・協議会員合同での広報・取締実施（平成28年7月頃広島県内を予定）
 - ・道路管理者の特車行政レベルの向上を目的とした講習会等の実施
 - ・特車申請許可の迅速化に向けて、便覧更新、大型車誘導区間の追加、重さ高さ指定道路の登録推進の体制づくり
 - ・わかりやすい説明資料として、特車ハンドブックを更新（2016版）
 - ・特車取締の強化として、昼間及び夜間の取締を実施。
- 実施スケジュール（平成28年度5月から順次広報誌への掲載及びチラシ添付などを実施）

●開催状況



開催状況

第3回「大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会」の開催

- 広報実施計画の広報誌掲載・チラシ添付は各団体・機関が5月に実施し、約5,600部の広報を実施。
- 大型車通行適正化の説明ができる場を各団体・機関が提供して説明を実施。（3箇所実施済み）
- 中国地域連絡協議会で合同広報・取締りを広島において実施することについて了承。
- 審査の迅速化のため、道路情報便覧の登録目標を各道路管理者が設定し、協議会でフォローアップを行う。

●第3回 大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会

平成28年 7月 7日（木）13:30～15:30

- 委員：各県トラック協会、中国管区警察局、各県警本部、中国運輸局、各道路管理者（国、県、政令市、NEXCO西日本、本四高速、広島高速公社）

●会議概要：

- 大型車通行適正化に関する情報提供（道路の横断に限る特車通行の特例、大型車誘導区間のラストワンマイルの追加）

○広報実施計画に関する実施状況及び事例紹介

- ・ 広報誌掲載、チラシ添付実施結果（約5,600部）、チラシ配備（約21,000部）、特車協議会HPリンクバナー張り付け（H28.3～H28.6：アクセス計700件）
- ・ 適正化説明ができる場の提供と説明（中国地整、山口トラ協、広島県で実施済み。引き続き実施予定）
- ・ H27年度末実施アンケート調査結果説明（荷主、行政の一部で認知度が低い状況）

○合同広報・取締り実施予定について

- ・ 広島において、「荷主・運送・警察・道路管理者」による合同広報・取締りを実施することについて了承。

○今後の広報実施予定について

- ・ アンケート調査結果を踏まえて、荷主、業界団体に属さない事業者を対象として効果的に広報を実施していく
- ・ 荷主、運送事業者にヒアリングを実施し、適正化の各種情報の認知度把握を行い、効果的な広報ツールを作成
- ・ その他、協議会でポスターを作成して広報（9月目標）

○道路情報便覧の計画的な登録

- ・ H28年度道路情報便覧登録において、各道路管理者が登録目標を協議会において確認してフォローアップを行う。

●開催状況



開催状況

特殊車両通行許可申請におけるお知らせ

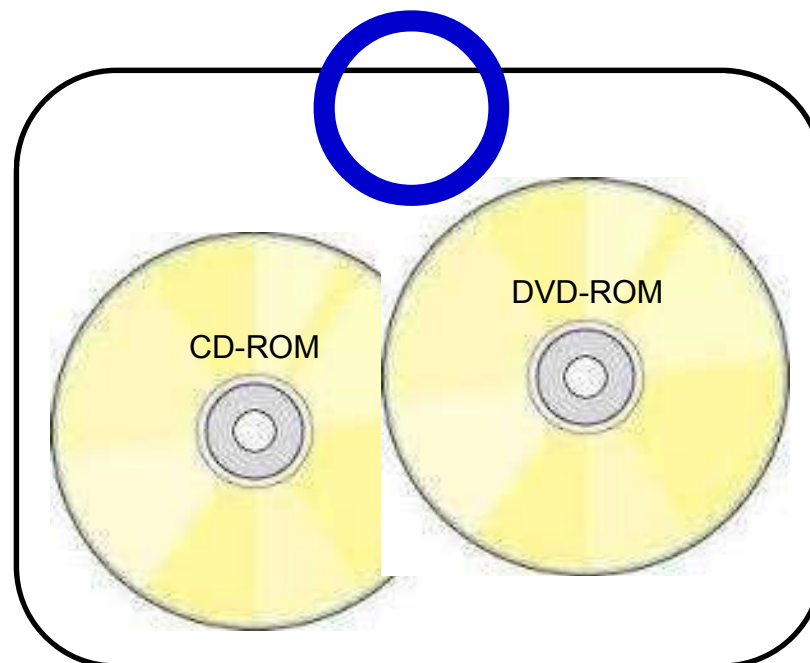
中国地方整備局では、特殊車両の通行許可申請において、これまで受け付けていました申請データのメディアについて、中国地方整備局情報セキュリティポリシーにより、今後12月末を目途に、CD-ROMもしくは、DVD-ROMのみ受け付けることとなりましたのでお知らせします。

なお、フロッピーディスクは12月末までは受け付けますが、USBメディア、ポータブルハードディスク等は現時点で受け付けられません。 ご理解とご協力をお願いします。

受付出来なくなるメディア



受付出来るメディア



※中国地方整備局管内の道路関係事務所申請窓口でフロッピーディスクやUSB等で持参された場合は、再度CD-ROMもしくは、DVD-ROMに保存し直して持参頂くこととなりますので、ご了承下さい。

大型車両の適正な通行を!

高度成長期に集中的に整備した道路は、老朽化が現れ始めており、道路施設の維持管理は、大きな社会問題となっており、一部、一部の重量を違法に超過した大型車両が、道路施設の寿命を大きく縮めることが分かっており、それらの大型車両の対策が、喫緊の課題となっています。

特殊車両に該当し、道路を通行する場合は道路法により申請が必要が必要です。

「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (車両制限令等)	道路運送車両の保安基準 (参考)	道路交通法 (参考)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※「単体」なので、トラックとトレーラーは別扱いとなります。 (それぞれが12mまで) どがこれを超えます。	自動車単体で12m	規定なし ただし、他の車両を牽引する場合は2.5m
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし荷物のみ出しは不可
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)	原則20t ただし自動車の構造に応じて最大25t	規定なし 超えて積載してはならない (過積載)
軸重(※)	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし
最小回転半径	12.0m	12.0m	規定なし

どれか1つでも越える車両は、
↑「特殊車両通行許可」が必要になります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるもの)をいい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行せよとすることをその申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

【特殊車両の通行条件】通行に必要な条件が附される場合があります

審査の結果、道路管理者が通行することがやむをえないと認めるときには、通行に必要な条件を附して許可します。この条件を通行条件といいます。通行条件には次のようなものがあります。

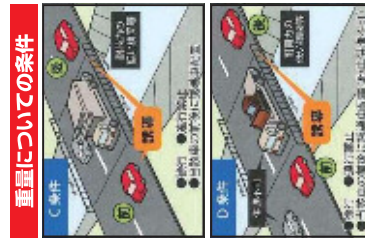
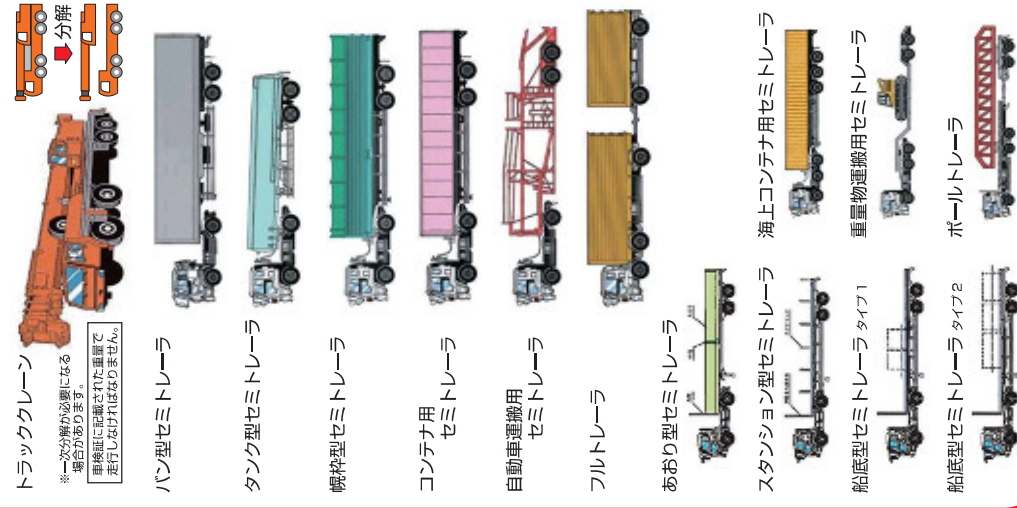
誘導車は、カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導配置や橋梁などの構造物の保全などのために配置するものです。

区分記号	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行等の特別の条件を付さない。	徐行等の特別の条件を付さない。
B	徐行および通行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、通行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、通行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。	

※その他、通行時間帯の指定がある場合も通行が必要です。

特殊車両に該当する車両

車両の形態を示したものであり必要は軸数、軸距等は運搬する重量によって異なります。



違反取締りや違反者への指導等の強化

違法に通行する大型車両の取締りの強化として、道路管理者と警察が連携して、高速道路と一般国道での合同取締りや昼夜での取締りを実施します。

違反内容 ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地（昼夜実施）

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、**通行中止の命令をずる場合があります**

■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。

データベースにアクセスして許可の有無等を判定。

判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を送付します。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には**特車通行許可の申請**が必要です。

申請手続きを行わないと、**100万円以下の罰金**が科せられます（道路法第104条第1号）。

さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

特車レッドカードと称し、基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、

現地取締りで確認した場合は**即時告発**を行います。

荷主、運送事業者のみなさまにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

悪質な違反車に対しては、事業停止処分の可能性も!!

荷主催告制度

貨物自動車運送事業法では、トラック運送事業者が行った過積載運行等の違反行為について、荷主が指示するなど荷主の主体的な関与があった場合に、国土交通省が当該荷主に**対して是正措置を催告し、トラック運送事業者の違反行為の再発防止を図る荷主催告制度**が設けられています。

また、特殊車両の取締りにより、**無許可や許可内容違反の車両の走行の繰り返し**が確認された場合も、荷主催告の対象となります。

場合によっては、事業停止処分等が実施されます。

法令を遵守し、尊い国民資産である道路の老朽化防止にご協力ください。



国土交通省

中国地方整備局

ホームページアドレス：<http://www.cgr.mlit.go.jp/>

広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082-221-9231

大型車通行適正化に向けた
中国地域連絡協議会
「運輸した広帯・取締りを実施」